

播磨町防犯カメラ設置補助金募集要項

1 申請期間・申請方法

対 象 団 体	播磨町内の自治会
申 請 期 間	令和7年4月21日（月）～10月31日（金）
申請方法・ 申請書類	次の書類を危機管理課まで提出してください。 ① 播磨町防犯カメラ設置補助金申請書 ② 防犯カメラ設置計画書（※） ③ 収支予算書 ④ 見積書の写し （カメラ・レコーダー等設置費用の総額を記載したもの） ⑤ 仕様書の写し （補助要件の機能を有することがわかるもの。カタログ可） ⑥ 防犯カメラの設置に係る地域合意書及び利害関係者の承諾書等（※） ⑦ 設置位置図（※） ⑧ 防犯カメラの設置位置及び撮影想定画像の写真（※） ⑨ 防犯カメラ管理運用規程 ※複数箇所申請される場合は、※の書類を箇所ごとに作成のうえ、必ず優先順位を記入してください。
事業実施まで	応募いただいた自治会は、町からの交付決定通知書を受理された後、設置工事に着手してください。交付決定は、概ね申請いただいた翌月に通知します。 ※予算を超過する応募があった場合、危機管理課において採択団体の優先順位を決定するほか、補正予算等の追加措置が必要となり、補助金の交付決定が遅れる場合があることをあらかじめご了承ください。
そ の 他	兵庫県防犯カメラ設置補助事業の対象に当てはまる場合は、そちらの申請についてもお協力をお願いする場合があります。

2 補助額等

補 助 額	1 か所 1 6 万円 ※同一場所に撮影方向の異なる 2 台以上のカメラを設置し、1 台のレコーダーで記録する場合は、1 か所とします。
補助対象経費	補助対象経費 ① 映像撮影機器（カメラ）、映像表示機器（モニター）、映像記録機器（ハードディスクレコーダー等）その他の防犯カメラシステムを構成する機器の購入に要する経費 ② 上記機器の取付け又は設置工事に要する経費 ③ 防犯カメラ設置を明示する標識の購入及び設置工事に要する経費 補助対象外経費 ① 既存の設備の撤去に要する経費 ② 土地の造成又は土地、建物等の使用、取得若しくは補償に要する経費 ③ カメラシステムを維持管理することに要する経費

3 補助要件

撮 影 場 所	次の要件を満たす場所を撮影してください。 ① マンション等の住宅、駐車場、事業所、神社、仏閣等の私有財産の管理目的でないこと ② 不特定多数の人が利用する道路、公園等の公共の場所 ③ 自治会が管理するごみ集積所（ただし、撮影画像の一部に道路を含むこと。）
カ メ ラ の 機 能 要 件	次の要件をすべて満たすカメラを設置してください。 ① カメラの有効画素数が 200 万画素以上であること ② カラー画像であること ③ 作動時間が 1 日 24 時間であること ④ 夜間でも人物等が識別できる撮影機能があること ⑤ 屋外用として使用できる耐環境性能を持っていること
レコーダー の機能要件	次の要件をすべて満たすレコーダーを設置してください。 ① 記録時間が 1 日 24 時間及び 7 日間以上であること ② 記録間隔が 1 秒間に 4 コマ以上であること ③ 200 万画素以上での記録ができること ④ 外部記録媒体に画像が記録できる機能があること
標識等の掲出	設置個所に、防犯カメラで撮影している旨を標識等により明示してください。
地域の合意	防犯カメラの設置及び維持管理等について、あらかじめ地域での合意を得てください。なお、防犯カメラの設置位置については、危機管理課から警察署へ情報提供しますので、併せてご了承ください。
設置の許可	カメラの設置場所及び撮影範囲内の住居等の所有者、管理者等の承諾・許可を事前に得てください。
管 理 運 用 規程の制定	次の項目を含む規程運用規定を作成してください。 ① 管理責任者の設置及び管理責任者等の守秘義務 ② 記録映像の保管方法・保管期間・保管期間終了後の消去方法 ③ 記録映像の利用・提供の制限 ④ 苦情処理対応

記録映像の 漏えい防止措置	次の項目の情報流出防止措置を実施してください。 ① 固定や施錠によるレコーダー、外部記録媒体等の盗難防止措置 ② ネットワークシステム及び外部記録媒体のパスワードの適切な設定と定期的な変更等による記録映像の流出防止措置
--------------------------	--

4 その他

設置工事 完了後	カメラの設置工事が完了しましたら、30 日以内に次の書類を危機管理課までご提出ください。 ① 播磨町防犯カメラ設置補助金実績報告書 ② 設置報告書 ③ 領収書の写し（設置に要した費用の総額がわかるもの） ④ 防犯カメラの設置状況及び設置した防犯カメラで実際に撮影した映像の写真 ⑤ 播磨町防犯カメラ設置補助金交付請求書
補 助 金 支 払	提出いただいた書類を審査のうえ、補助金額を確定し、指定口座へ補助金を振込みます。
交付決定の の取消し・ 補助金の 返 還	次のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定を取消し、補助金の返還を求める場合があります。 ① 播磨町防犯カメラ設置補助金交付要綱の規定に反する場合 ② 当該年度終了までに実績報告書及び添付書類が提出されない場合 ③ 防犯カメラ管理運用規程が遵守されない場合